

報告第1号

新町建設計画策定小委員会経過報告について

新町建設計画策定小委員会委員長から檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程第8条及び新町建設計画策定小委員会運営要綱第7条の規定により、別紙のとおり経過報告書の提出があったので報告する。

平成16年8月27日報告

檜山北部3町合併協議会
会長 内田 東 一

報告第 2 号

新町名候補選定小委員会経過報告について

新町名候補選定小委員会委員長から檜山北部 3 町合併協議会小委員会設置規程第 8 条及び新町名候補選定小委員会運営要綱第 7 条の規定により、別紙のとおり経過報告書の提出があったので報告する。

平成 1 6 年 8 月 2 7 日報告

檜山北部 3 町合併協議会
会 長 内 田 東 一

報告第3号

議会議員定数・任期検討小委員会経過報告について

議会議員定数・任期検討小委員会委員長から檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程第8条及び議会議員定数・任期検討小委員会運営要綱第7条の規定により、別紙のとおり経過報告書の提出があったので報告する。

平成16年8月27日報告

檜山北部3町合併協議会
会長 内田 東 一

協議第16号

広域連合、一部事務組合等の取扱い（協定項目16）

広域連合、一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	広域連合、一部事務組合等の取扱い
調整の内容	<p>檜山北部広域連合は、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に事務を新町に引き継ぐ。財産の取扱いについては、合併時までに関係町と協議して決定する。</p> <p>一部事務組合（檜山広域行政組合、北部檜山衛生センター組合）は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>一部事務組合（狩場葬斎組合）は、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新町に引き継ぐ。</p> <p>共同設置機構（檜山管内公平委員会）は、合併の日の前日をもって当該共同設置機構から脱退し、新町において合併の日に当該共同設置機構に加入する。</p> <p>土地開発公社は、出資金を新町に移行し統合する。</p>

平成16年 8月27日 提出

檜山北部3町合併協議会

会長 内田 東 一

協議第 2 1 - 6 号

教育事業の取扱いについて（協定項目 2 1 - 6）

教育事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	教育事業の取扱い
調整の内容	

平成 1 6 年 8 月 2 7 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会

会長 内 田 東 一

協議第 2 1 - 9 号

病院及び診療所事業の取扱いについて（協定項目 2 1 - 9）

病院及び診療所事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	病院及び診療所事業の取扱い
調整の内容	<p>病院及び診療所については、現行どおり新町に引き継ぐ。</p> <p>なお、病院については、利用実態や地域人口を勘案し、財政規模に見合った運営方法等について必要な時期に見直しを図るものとする。</p> <p>病院及び診療所の使用料・手数料については、合併時に統一する。</p>

平成 1 6 年 7 月 2 3 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会

会長 内 田 東 一

協議第 2 1 - 1 2 号

窓口サービス事業の取扱いについて（協定項目 2 1 - 1 2）

窓口サービス事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	窓口サービス事業の取扱い
調整の内容	

平成 1 6 年 8 月 2 7 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会

会長 内 田 東 一

協議第 2 1 - 1 4 号

国際交流等事業の取扱いについて（協定項目 2 1 - 1 4）

国際交流等事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	国際交流等事業の取扱い
調整の内容	

平成 1 6 年 8 月 2 7 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会

会長 内 田 東 一

協議第 21 - 15 号

姉妹都市等事業の取扱いについて（協定項目 21 - 15）

姉妹都市等事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	姉妹都市等事業の取扱い
調整の内容	

平成 16 年 8 月 27 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会

会長 内 田 東 一